

岩手県障害者介護給付費等不服審査会条例をここに公布する。

平成 18 年 3 月 28 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県条例第 16 号

岩手県障害者介護給付費等不服審査会条例

(設置)

第 1 条 障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 98 条第 1 項の規定に基づき、岩手県障害者介護給付費等不服審査会（以下「不服審査会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 不服審査会は、委員 5 人をもって組織する。

2 障害者自立支援法施行令（平成 18 年政令第 10 号）第 48 条第 1 項に規定する合議体を構成する委員の定数は、5 人とする。

(不服審査会への諮問等)

第 3 条 知事は、法第 97 条第 1 項の規定に基づき審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに、不服審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。
- (2) 法第 29 条第 4 項若しくは第 31 条の規定による額の決定又は法第 33 条第 1 項、第 34 条第 1 項若しくは第 35 条第 1 項の規定による支給の決定に関する処分についての審査請求であるとき。
- (3) その他知事が法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する障害者等の保健又は福祉に関する専門的な調査審議を要しないと認めるとき。

2 知事は、前項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、その答申を尊重して、速やかに、当該審査請求についての裁決をしなければならない。

(庶務)

第 4 条 不服審査会の庶務は、保健福祉部において処理する。

(補則)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、不服審査会の運営に関し必要な事項は、会長が不服審査会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。